

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方が契約行為や財産管理をする時などに、不利益が生じることがないように本人の権利や財産を守り、意思決定や生活を支援する制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、本人が安心して暮らすことができるようにお手伝いします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

法定後見制度

本人や家族等が家庭裁判所に申立てをし、後見人等が選任されます。判断能力により、3つのタイプがあります。



任意後見制度

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理などを自分に代わって行う人をあらかじめ選ぶ制度です。公証役場でその内容と方法を契約する必要があります。

厚木公証役場
厚木市中町3-13-8 セトビル2階
電話：046-221-1813

社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会

厚木市権利擁護支援センター

開所時間：月曜日～金曜日
8：30～17：15
(祝日及び年末年始は除く)
〒243-0018 厚木市中町1-4-1
厚木市保健福祉センター4階

お問合せ

☎046-225-2939

FAX 046-225-3021

メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp



厚木市

権利擁護支援センター

こんなことで
困っていませんか？

お困りのときは、
センターに
ご相談ください

一人暮らしなので自分
が認知症になってしま
った時のことが心配

認知症の父に対して、
銀行で成年後見人をつ
けてと言われた

高齢の父と知的障が
いのある妹のことが
気がかり...

物忘れがあり通帳や
お金の管理が不安

☎046-225-2939

月曜日～金曜日 8：30～17：15
(祝日及び年末年始は除く)

社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会

厚木市権利擁護支援センターではこのような支援を行っています

厚木市権利擁護支援センターは、成年後見制度の利用促進と地域連携を推進し、高齢者や障がい者の権利擁護を普及啓発するとともに、権利侵害の予防・解消を目指します。

また、成年後見制度の活用により、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らし」が実現できるように支援をします。

成年後見制度の相談

権利擁護に関する相談に対し、成年後見制度等の利用を検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。必要に応じて専門職の協力を得ながら、申立て手続きの支援等につなげます。

チーム支援 地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な対象者に、チームとして関わる体制づくりを進めていきます。福祉だけでなく、法律や医療分野の専門職との連携を図るとともに地域連携における中核機関となり、ネットワークの構築を進めます。



後見人等の支援

親族等が後見人等に選任された後の後見業務についての相談をお受けします。

※後見人等：後見人・保佐人・補助人

申立ての手続支援

家庭裁判所に申立をする際に必要な書類の説明や、申立書の書き方、内容確認等の支援を行います。



市民後見人の育成

成年後見制度の担い手の確保のため、市民後見人の育成や活動支援を行います。

講演会・研修会

成年後見制度の理解を深められるよう、講演会や研修会等を開催します。ご依頼に応じて、出前講座など随時開催します。

法人後見の普及啓発

市内法人等からの法人後見に関する相談を受け付けるとともに、市と協議しながら法人後見活動を普及啓発します。

高齢者・障がい者の 虐待に関すること

高齢者・障がい者の虐待に関する通報、届出を受け、関係機関との連携を図り支援をします。



成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関することなど、弁護士や司法書士が相談をお受けします。

相談日の一週間前までに電話、FAX、メールでご連絡ください。



弁護士による成年後見相談

毎月第3木曜日

13:00~14:00

(1人1時間)

※事前予約制、相談は無料



司法書士による成年後見相談

毎月第2・第3水曜日

13:00~15:00

(1人1時間)

※事前予約制、相談は無料



専門職との連携をはかります



チーム支援アドバイザーの派遣

成年後見制度の利用を含め、権利擁護の支援において専門的なアドバイスが必要な方がいる場合に、本センターから専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士）の派遣を行います。

候補者調整会議の開催

成年後見制度の申立てにあたり、本人の支援状況から、どのような成年後見人等の候補者が適切であるかを専門職を交えて会議を行います。候補者の調整が必要な場合はご相談ください。

発見・相談から制度利用までの流れ

